

特定非営利活動法人下松べんけい号を愛する会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人下松べんけい号を愛する会といたします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下松市生野屋四丁目 12 番 30 号に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、下松市が所有している蒸気機関車、通称「下工弁慶号」について、適切な保存と活用対策や、復元ミニモデル機の製作と公開運転などを通じて、市民の明るく健康で楽しい街づくりや、子どもたちの個性を伸ばす子育て支援などの活動を行うことを目的とします。

（以下、通称「下工弁慶号」を、この法人では、「下松べんけい号」と称します）

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 「下松べんけい号」の復元、保全、活用にかかわる事業。
 - ② 子どもの個性を尊重した健全育成や、明るく健康で楽しい街づくり、シニア世代の生涯学習などにかかわる事業。
 - ③ 「下松べんけい号」にかかわる情報発信及び産業遺産保護にかかわる事業。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」といいます）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければなりません。

3 理事長が前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的記録をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決によりこれを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人には、次の役員を置きます。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とします。また、2人以上の副理事長を置くことができます。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会が推薦して、総会において選任します。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とします。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表して、その業務を総理します。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行します。
- 5 監事は次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長します。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければなりません。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決によりこれを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定めます。

(顧問、相談役及び職員)

第19条 この法人に、顧問、相談役、事務局長及びその他の職員を置くことができます。

2 顧問、相談役は非役員とします。

3 職員は理事長が任免します。

第5章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決します。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度に1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 理事会が必要と認めて、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。ただし、議事が緊急を要し、出席した正会員の2分の1以上の同意を得た場合は、この限りではありません。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49

条の適用については、総会に出席したものとみなします。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができません。
(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記します。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければなりません。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 31 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会及び理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事長は第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければなりません。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議日の 5 日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。ただし議事が緊急を要し、出席した理事の3分の2以上の同意を得た場合は、この限りではありません。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。
(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面

又は電磁的方法をもって表決することができます。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなします。
 - 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできません。
(議事録)
- 第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及びその氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記します。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければなりません。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とします。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とします。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければなりません。

2 決算で剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) その他、運営に関する重要事項

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会の議決により定めた法人に譲渡するものとします。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定めます。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

理事長	橋本暢公
副理事長	栗田一郎
副理事長	大木孝行
理事	徳原英昭
同	国弘成文
同	藤川光儀
同	河野知敏
同	三田 直
同	古村敏彦
同	林 秀樹
同	佐藤興一郎
同	高畑幸二
同	藤井恒雄

同 堀本浩司
監事 鎌田泰久

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 個人会員 1,000 円、法人会員 5,000 円（1 年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 12,000 円（1 年間分）

これは当法人の定款に相違ありません。

山口県下松市生野屋四丁目12番30号
特定非営利活動法人下松へんけい号を愛する会
理事長 橋本暢公 印

